

平成27年3月2日
四国地方整備局
那賀川河川事務所

「第5回 長安ロダム環境モニタリング委員会」 の開催について

■開催概要

那賀川河川事務所では、平成22年度までに実施した「長安ロダム環境検討委員会」による長安ロダム改造事業の環境への影響検討結果に基づき、環境保全措置の具体的手法の実施、モニタリング調査等に関する技術的指導・助言を専門家から頂くことを目的として、平成23年3月9日に「長安ロダム環境モニタリング委員会」を設置しました。

本年は、下記により「第5回 長安ロダム環境モニタリング委員会」を開催しますので、お知らせいたします。

■開催日時及び場所

日時：平成27年3月4日（水）14:00～16:00

場所：ホテル千秋閣 7階 鳳の間（会場案内図：別紙-1のとおり）

■議事

別紙-2のとおり

■委員名簿

別紙-3のとおり

■委員会の傍聴について

本委員会の傍聴を希望される方は、当日会場に13時30分までにお越し下さい。

なお、一般傍聴席は10席程度確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。（傍聴要領：別紙-4のとおり）

記者席は別途確保しております。（取材要領：別紙-5のとおり）

〈お問い合わせ先〉

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所

副所長（改修） 長尾 純二（204）

◎開発工務課長 白川 豪人（321）

TEL（0884）22-6461（代表）

◎主なお問い合わせ

第5回

長安口ダム環境モニタリング委員会

日 時：平成27年3月4日（水）14：00～16：00

場 所：千秋閣 7階鳳の間 〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55(自治会館)

TEL 088-622-9121

【 議事次第 】

1. 開 会

2. 開会挨拶 国土交通省那賀川河川事務所長 挨拶

3. 議 事

(1) 長安口ダム改造事業の進捗状況について

(2) 平成26年度のモニタリング調査結果について

(3) 平成27年度のモニタリング実施計画（案）について

4. 閉会挨拶 国土交通省那賀川河川事務所長 挨拶

5. 閉 会

長安ロダム 環境モニタリング委員会 委員名簿

五十音順、敬称略

氏名	所属	備考
河口 洋一	徳島大学大学院 准教授	
木下 覺	徳島県植物研究会 会長	
小林 實	河川・溪流環境アドバイザー	
松田 春菜	四国大学 助教	
森本 康滋	徳島県自然保護協会 会長	
山田 量崇	徳島県立博物館 主任	
山中 亮一	徳島大学大学院 講師	
湯城 豊勝	阿南工業高等専門学校 教授	◎

◎：委員長

「第5回 長安ロダム環境モニタリング委員会」 傍聴される方へのお願い

(趣 旨)

この要領は、長安ロダム環境モニタリング委員会（以下「委員会」という）の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする者は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、10席を確保しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承下さい。
- 3) 委員会の円滑な進行のため、傍聴者は会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ② 発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③ 重要種の生息場所等が特定できるような事項について、許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ④ 会議中、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えること。
 - ⑤ 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 事務局は、傍聴者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、傍聴者を退場させることがあります。
- 5) 委員長が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。
- 6) 希少動植物保護の観点から委員と傍聴者の資料は異なる場合があります。
- 7) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従って下さい。

「第5回 長安ロダム環境モニタリング委員会」 取材についてのお願い

(取 材)

- 1) 委員会を取材しようとする者は、会場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ① 報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② 円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。
 - ③ ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
- 3) 事務局は、報道関係者が前項に掲げる事項を遵守しない時は、報道関係者を退場させることがあります。事務局が退場を指示した時は、速やかに退場して下さい。

(公開・公表)

- 4) 委員会の公開・資料公表等の取り扱いについては、以下のとおりお願いします。
 - ① 本委員会では、重要種の生息場所が特定できるような事項について審議することが予想されますが、希少動植物の保護の観点から、これらは報道内容に含まないよう配慮をお願いします。
 - ② 希少動植物の保護の観点から、委員と報道関係者の資料は異なる場合があります。
 - ③ 審議中発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いします。